

令和元年文部科学省令第三十二号

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第三十
 五条第二項に規定する業務に係る財務及び
 会計に関する省令

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十
 三年法律第九十四号）第五十八条の二の規定に基
 づき、及び同法を実施するため、原子力損害賠
 償・廃炉等支援機構法第三十五条第二項に規定す
 る業務に係る財務及び会計に関する省令を次のよ
 うに定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、原子
 力損害賠償・廃炉等支援機構法（以下「法」と
 いう。）において使用する用語の例による。

（区分経理の方法）

第二条 法第五十八条の二の規定により整理する
 法第三十五条第二項の業務に係る経理は、その
 他の経理と区分し、貸借対照表勘定及び正味財
 産増減計算書勘定又は損益計算書勘定を設けて
 整理しなければならない。

2 機構は、法第五十八条の二の規定により区分
 して経理する場合において、経理すべき事項が
 当該経理に係る勘定以外の勘定において経理す
 べき事項と共通の事項であるため、当該勘定に
 係る部分を区分して経理することが困難なとき
 は、当該事項については、文部科学大臣の承認
 を受けて定める基準に従って、事業年度の期間
 中法第五十九条第三項に規定する一般勘定にお
 いて一括して経理し、当該事業年度の末日現在
 において各勘定に配分することにより経理する
 ことができる。

（検査職員の身分証明書）

第三条 法第六十五条第一項の規定により立入検
 査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、
 別記様式によるものとする。

附則

この省令は、令和二年一月一日から施行す
 る。

別記様式（第3条関係）

別記様式（第3条関係）

表面		裏面	
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証			
職名及び氏名			
年	月	日	生
年	月	日	交
文部科学大臣		印	
裏面			
原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第65条第2項の規定による立入検査証			
<p>第5条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、機構に対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に機構の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第6条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、50万円以下の罰金に処する。</p> <p>三 第5条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p>			

（備考） 用紙の大きさは、日本産業規格JISとすること。